

仙塩広域都市計画 特別緑地保全地区の決定
(東原特別緑地保全地区, 八木山弥生町特別緑地保全地区)

【仙台市決定】

仙塩広域都市計画特別緑地保全地区の決定(仙台市決定)

都市計画東原特別緑地保全地区ほか1地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
東 原 特 別 緑 地 保 全 地 区	約 1.9 h a	
八 木 山 弥 生 町 特 別 緑 地 保 全 地 区	約 0.7 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり。

理 由 書(東原地区, 八木山弥生町地区)

本市の緑地保全の取り組みについて、「仙台市都市計画マスタープラン」においては、「緑の骨格と市街地内の緑をつなぎ、市街地に自然環境を引き込むための生態系にも配慮した緑と水のネットワーク形成を推進する」、「市街地とその周辺の連続したみどりを確保するため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地などの制度との連携を考慮しながら、特別緑地保全地区、風致地区、都市計画緑地などの都市計画制度により緑地の保全に努める」こととしています。

また、「仙台しみどりの基本計画」においては、市街地における貴重な動植物の生息・生育空間となる樹林地を保全するため、特別緑地保全地区の指定を行い、既に保存緑地に指定されている地区についても順次特別緑地保全地区に移行することとしています。

今回、下記 2 地区の保存緑地について、都市緑地法に定める要件を満たしており、市街地や市街地周辺に残存し、身近な環境の維持改善に資する良好な緑地であることから、より実効性の高い保全を図るため、特別緑地保全地区として決定します。

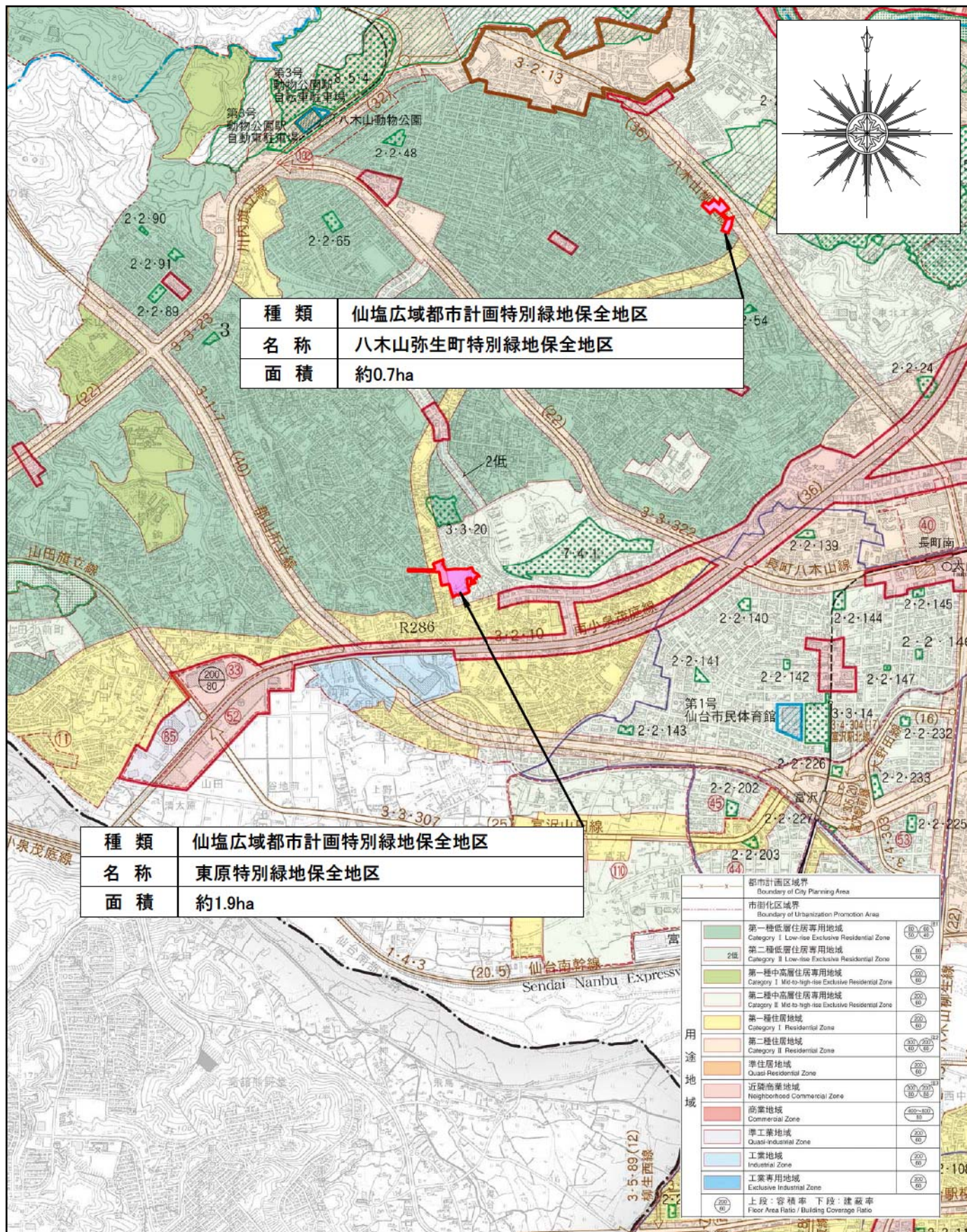
<東原地区>

仙台駅から南西約 5km に位置するスギ及びコナラ等の落葉広葉樹からなる緑地で、昭和 50 年 6 月に保存緑地に指定されました。緑地の周辺には三神峯公園や天沼公園、おおとや公園、橋本農園保存緑地などがあり、これらと一体となって緑のネットワークを形成するとともに良好な景観を構成しており、住宅地の中に残存する貴重な緑地となっています。

<八木山弥生町地区>

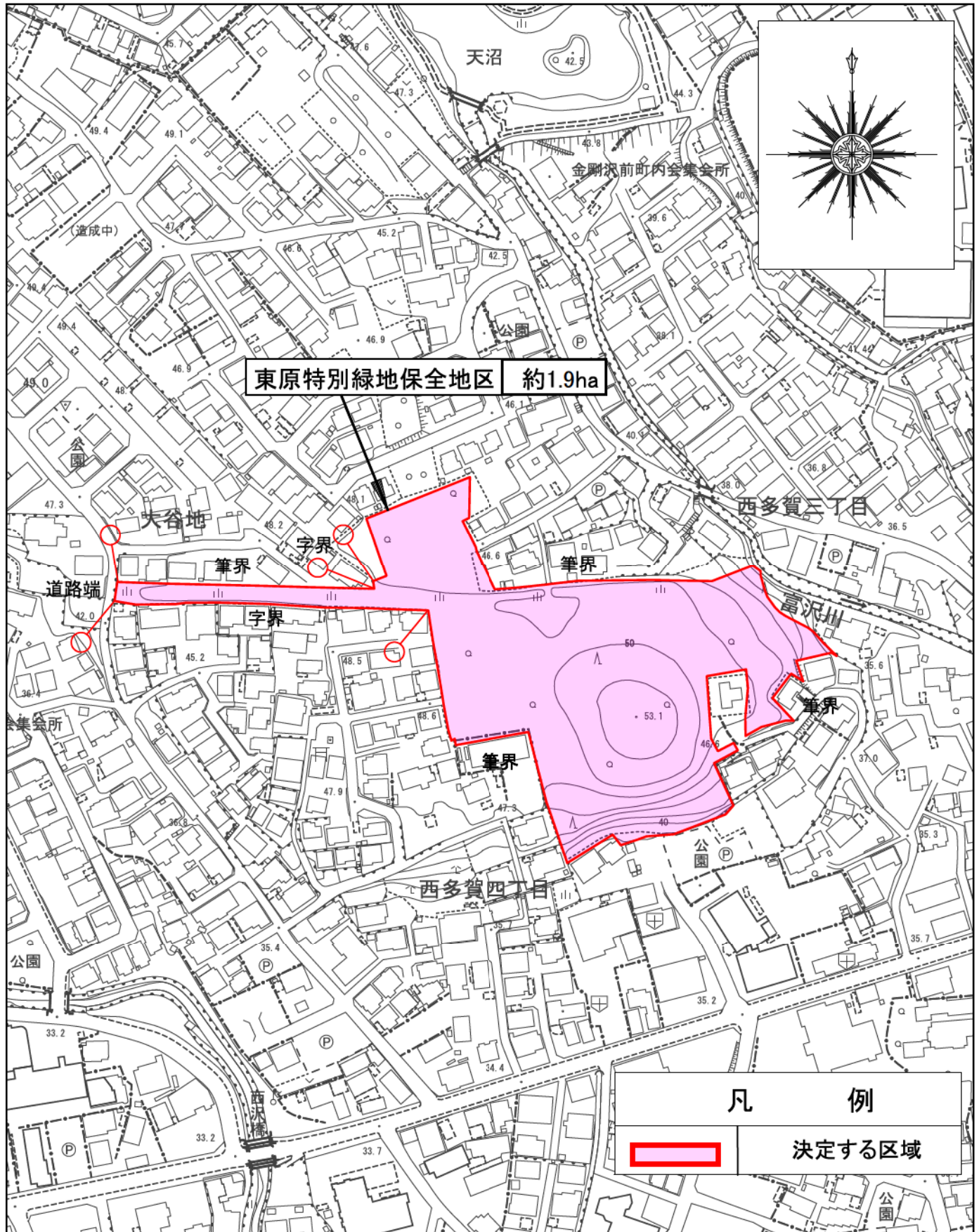
仙台駅から南西約 2.5km に位置するコナラ等の落葉広葉樹からなる緑地で、昭和 51 年 10 月に保存緑地に指定されました。緑地の北側には大年寺風致地区があり、その地区内にある大年寺山公園や向山中央公園に加えて、周辺には二ツ沢保存緑地や橋本農園保存緑地などがあり、これらと一体となって緑のネットワークを形成するとともに良好な景観を構成しており、住宅地の中に残存する貴重な緑地となっています。

仙塩広域都市計画 特別緑地保全地区の決定(位置図)

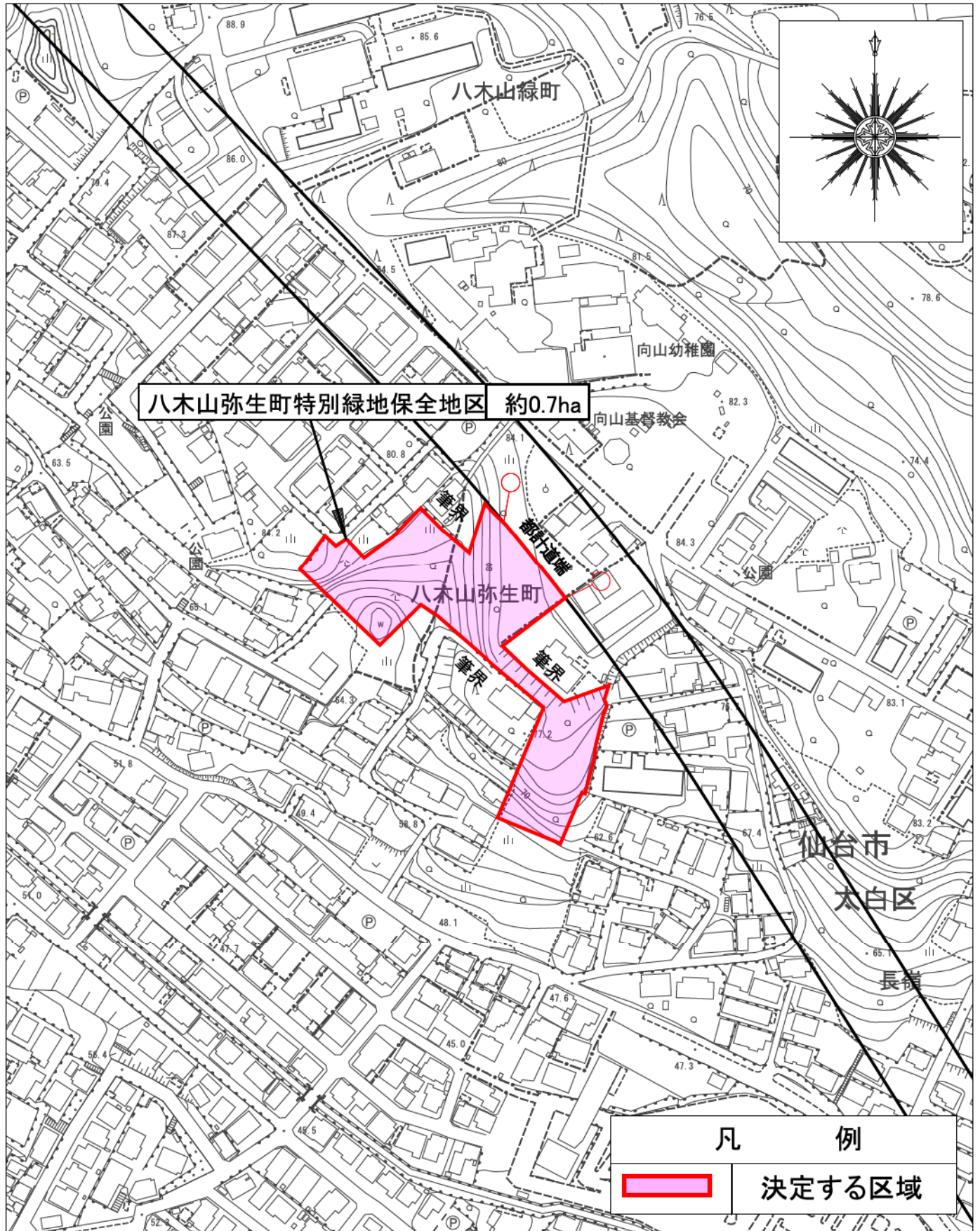


500 0 500 1000 1500m

仙塩広域都市計画 特別緑地保全地区の決定 計画図 東原地区



仙塩広域都市計画 特別緑地保全地区の決定 計画図 八木山弥生町地区



0 50 100 200m